平成十五年法律第七十七号

特定都市河川浸水被害対策法

目次

第二章 流域水害対策計画等 総則(第一条—第三条)

第 一節 流域水害対策計画の策定等 第七条) (第四条

第二節 流域水害対策計画に基づく措置 八条—第十条) (第

第三章 第 第三節 特定都市河川流域における規制等 雨水浸透阻害行為の許可等(第三十 雨水貯留浸透施設整備計画の認定等 (第十一条—第二十九条)

節

第二節 保全調整池(第四十四条—第四十七 条—第四十三条)

第三節 管理協定 (第四十八条—第五十二

第五節 第四節 浸水被害防止区域(第五十六条—第 貯留機能保全区域(第五十三条—第 七十六条) 五十五条)

第五章 第四章 罰則 雑則(第七十七条—第八十三条) (第八十四条--第八十九条)

第一条 この法律は、都市部を流れる河川の流域 措置を定めることにより、特定都市河川流域に する河川の状況若しくは当該都市部を流れる河 おける浸水被害の防止のための対策の推進を図 管理者による雨水貯留浸透施設の整備その他の な推進のための流域水害対策計画の策定、河川 河川流域として指定し、浸水被害対策の総合的及び地域をそれぞれ特定都市河川及び特定都市 生命、身体又は財産を保護するため、当該河川 より困難な地域について、浸水被害から国民の 川の周辺の地形その他の自然的条件の特殊性に 被害の防止が市街化の進展又は当該河川が接続 おそれがあり、かつ、河道等の整備による浸水 において、著しい浸水被害が発生し、又はその もって公共の福祉の確保に資することを目

第二条 この法律において「特定都市河川」と 年法律第百六十七号)第三条第一項に規定する (定義) 都市部を流れる河川(河川法(昭和三十九 6

国土交通大臣又は都道府県知事が次条の規定に 当該都市部を流れる河川の周辺の地形その他の より区間を限って指定するものをいう。 自然的条件の特殊性により困難なもののうち、 展又は当該河川が接続する河川の状況若しくは ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進 それがあるにもかかわらず、河道又は洪水調節 (をいう。以下同じ。) であって、その流域 いて著しい浸水被害が発生し、又はそのお

2 定するものをいう。 域をいう。以下同じ。)を含む。)として国土交 その区間の最も下流の地点から河口までの区間 川に係る区間が河口を含まない場合にあっては 通大臣又は都道府県知事が次条の規定により指 律第七十九号)第二条第七号に規定する排水区 において河川に雨水を放流する下水道(以下 は、当該特定都市河川の流域(当該特定都市河 てはその排水区域(下水道法(昭和三十三年法 「特定都市下水道」という。)がある場合にあっ に係る流域を除き、当該特定都市河川の流域内 この法律において「特定都市河川流域」と

3 ことをいう。 り、国民の生命、身体又は財産に被害を生ずる 法 市河川流域において、洪水又は雨水出水(水防 による浸水(以下「都市浸水」という。)によ 一項に規定する雨水出水をいう。以下同じ。)

4 四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同 法第七条に規定する河川管理者(同法第九条第 該都道府県知事又は当該指定都市の長)をい じ。) の管理の一部を行う場合にあっては、当 二項に規定する指定区間内の一級河川(同法第 市をいう。以下同じ。)の長が河川法第九条第 十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都 指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六 二項又は第五項の規定により都道府県知事又は この法律において「河川管理者」とは、河川

5 る都市下水路管理者をいう。 する公共下水道管理者をいう。以下同じ。)、同 共下水道管理者(下水道法第四条第一項に規定 水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定す 法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下 この法律において「下水道管理者」とは、公

は、 雨水を一時的に貯留し、 又は地下に浸透さ

7

2 8

この法律において「浸水被害」とは、特定都 (昭和二十四年法律第百九十三号) 第二条第 3

4

6

この法律において「雨水貯留浸透施設」と

止を目的とするものをいう。 せる機能を有する施設であって、浸水被害の防 この法律において「防災調整池」とは、雨水

規定する対策工事により設置されるものを除 機能を有する施設であって、河川管理者及び下 貯留浸透施設のうち、雨水を一時的に貯留する の許可を受けて行う第三十一条第一項第三号に 水道管理者以外の者が設置するもの(第三十条 く。)をいう。

指定されるものをいう。 調整池のうち、第四十四条第一項の規定により この法律において「保全調整池」とは、 防災

9 この法律において「宅地等」とは、宅地、 くい土地として政令で定めるものをいう。 沼、水路、ため池、道路その他雨水が浸透しに (特定都市河川等の指定) 池

理者の意見を聴かなければならない。

第三条 国土交通大臣は、一の水系に係る一又は 二以上の一級河川につき、区間を限ってこれを 接に接続していなければならない。 る区間が、他の一級河川の連続する区間と直接 級河川の連続する区間でなければならない。こ 前項の規定により指定する河川の区間は、一 特定都市河川として指定することができる。 に又は他の一級河川の連続する区間を通じて間 定するときは、そのうち一の一級河川の連続す の場合において、二以上の一級河川を併せて指

ならない。 河川に係る特定都市河川流域を指定しなければ 前二項の規定により国土交通大臣が特定都市 1川を指定するときは、併せて、当該特定都市

の規定にかかわらず、その特定都市河川及び特する指定区間内にあるときは、第一項及び前項 定都市河川流域の指定は、都道府県知事が行う する区間のすべてが河川法第九条第二項に規定 ものとする。 第一項及び第二項の規定により指定しようと

5 都道府県知事は、一の水系に係る

一又は二以 知 のこれらの規定の適用については、これらの規 第二項及び第三項の規定を準用する。 指定することができる。この場合においては、 上の河川法第五条第一項に規定する二級河川に 定中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県 定都市河川流域が二以上の都府県にわたるとき つき、区間を限ってこれを特定都市河川として にわたる場合にあっては、 前二項の場合において、指定しようとする特 (事(当該特定都市河川流域が二以上の都府県 都府県知事及び当該

む他の都府県知事)」とする。 特定都市河川流域の区域の一部をその区域に含 第三項(第五項において準用する場合に限

8 都市河川流域の区域の全部又は一部をその区域 を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定 に協議し、その同意を得なければならない。 特定都市河川及び特定都市河川流域の指定を行 る。)及び前三項の規定により都道府県知事 に含む都道府県及び市町村の長並びに当該特定 より特定都市河川及び特定都市河川流域の指定 おうとするときは、あらかじめ、国土交通大臣 都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管 国土交通大臣は、第一項及び第三項の規定に が

9 者の意見を聴かなければならない。 市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管理 部をその区域に含む市町村の長及び当該特定都 め、当該特定都市河川流域の区域の全部又は一 流域の指定を行おうとするときは、あらかじ 用する場合に限る。) 及び第四項から第六項ま での規定により特定都市河川及び特定都市河 都道府県知事は、第三項(第五項において準 Ш

10 を公示しなければならない。 市河川及び特定都市河川流域の指定をするとき 及び第四項から第六項までの規定により特定都 第三項 (第五項において準用する場合を含む。) は、国土交通省令で定めるところにより、これ 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項、

11 河川流域の指定の変更又は解除について準用す 前各項の規定は、特定都市河川又は特定都市

第二章 流域水害対策計画等

(流域水害対策計画の策定) 第一節 流域水害対策計画の策定等

第四条 前条の規定により特定都市河川及び特定 画」という。)を定めなければならない。 の対策に関する計画(以下「流域水害対策計 市河川流域における浸水被害の防止を図るため 川管理者等」という。)は、共同して、特定都 係る特定都市下水道の下水道管理者(以下「河 及び市町村の長並びに当該特定都市河川流域に 市河川の河川管理者、当該特定都市河川流域 区域の全部又は一部をその区域に含む都道府県 都市河川流域が指定されたときは、当該特定都 0

項を定めるものとする。 流域水害対策計画においては、 次に掲げる事

特定都市河川流域における浸水被害対策の

5

- を防ぐべき目標となる降雨 特定都市河川流域において都市浸水の発生
- 深(第五十三条第一項及び第五十六条第一項 される区域及び浸水した場合に想定される水 前号の降雨が生じた場合に都市浸水が想定 おいて「都市浸水想定」という。)
- 備に関する事項 特定都市河川流域において当該特定都市河 特定都市河川の整備に関する事項 の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整

下水道管理者が行う特定都市下水道の整備

- 雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関す 設の整備その他浸水被害の防止を図るための 下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施 のを除く。) 特定都市河川流域において河川管理者及び 関する事項(汚水のみを排除するためのも 8
- 設整備計画の同項の認定に関する基本的事項九 第十一条第一項に規定する雨水貯留浸透施 のに限る。)の操作に関する事項 ポンプ施設(河川に下水を放流するためのも 下水道管理者が管理する特定都市下水道の 9
- 十一 第四号の区域における土地の利用に関す る事項
- 十二 第五十三条第一項に規定する貯留機能保 全区域又は第五十六条第一項に規定する浸水 被害防止区域の指定の方針
- 十四 前各号に定めるもののほか、浸水被害の 十三 浸水被害が発生した場合における被害の 拡大を防止するための措置に関する事項
- 町村における緑地に関する施策(当該緑地にお流域の区域の全部又は一部をその区域に含む市前項第八号に掲げる事項には、特定都市河川 あって、浸水被害の防止を目的とするものに限 せる機能を確保し又は向上させるためのもので 有する雨水を一時的に貯留し又は地下に浸透さ ける雨水貯留浸透施設の整備その他当該緑地が 防止を図るために必要な措置に関する事項 12
- 定都市河川の河川管理者が国土交通大臣である ない。ただし、当該流域水害対策計画に係る特 交通大臣に協議し、その同意を得なければなら 害対策計画を定めるときは、あらかじめ、国土 る。) に関する事項を記載することができる。 河川管理者等は、第一項の規定により流域水

- かじめ、河川及び下水道に関し学識経験を有す る者の意見を聴かなければならない。 場合において必要があると認めるときは、あら 河川管理者等は、流域水害対策計画を定める
- 6 聴会の開催等特定都市河川流域内の住民の意見 を反映させるために必要な措置を講じなければ ならない。 て必要があると認めるときは、あらかじめ、公 河川管理者等は、前項に規定する場合におい
- 二項第五号及び第六号に掲げる事項について 案に基づいて定めるものとする。 は、当該特定都市河川の河川管理者が作成する 河川管理者等は、流域水害対策計画のうち第
- 成する案に基づいて定めるものとする。ただ 者の管理する下水道の排水区域の全部又は一部 都市下水道の下水道管理者及び当該下水道管理 成する案に基づいて定めるものとする。 にある場合においては、当該下水道管理者が作し、当該排水区域の全部が一の市町村の区域内 をその区域に含む都道府県の知事が共同して作 二項第七号に掲げる事項については、当該特定 河川管理者等は、流域水害対策計画のうち第
- とする。 整備に係るものに限る。)については、当該地 おいて地方公共団体が行う雨水貯留浸透施設の 方公共団体が作成する案に基づいて定めるもの 一項第八号に掲げる事項(特定都市河川流域に

河川管理者等は、流域水害対策計画のうち第

- 10 11 河川管理者等は、流域水害対策計画を定めた ときは、定期的に、流域水害対策計画に基づく ろにより、これを公表しなければならない。 ときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるとこ 置を講ずるように努めなければならない。 ときは、これを変更することその他の必要な措 害対策計画に検討を加え、必要があると認める 措置の実施の状況に関する評価を行い、流域水 河川管理者等は、流域水害対策計画を定めた
- (流域水害対策計画の実施等) 策計画の変更について準用する。 第四項から第十項までの規定は、流域水害対
- 第五条 河川管理者等は、流域水害対策計画を共 被害対策の実施に必要な措置を講ずるように努設の整備、浸水被害対策に係る啓発その他浸水 同して作成した他の河川管理者等と連携を図り 水被害対策の基本方針に従い、雨水貯留浸透施 ながら、当該流域水害対策計画に定められた浸 めなければならない

- 2 川管理者等がこの法律の目的を達成するために留又は地下への浸透に自ら努めるとともに、河浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯 業を営む者は、当該特定都市河川流域における 行う措置に協力しなければならない。 (流域水害対策協議会) 特定都市河川流域内において居住し、又は事
- 第六条 第三条第一項及び第三項の規定により特 る。 域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うた 対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流 ときは、河川管理者等は、共同して、流域水害 め、流域水害対策協議会を組織するものとす 定都市河川及び特定都市河川流域が指定された
- 流域水害対策協議会は、 て構成する。 次に掲げる者をもっ
- 河川管理者等
- 当該特定都市河川が接続する河川の河川管
- の河川管理者等が必要と認める者接する地方公共団体の長、学識経験者その他 部をその区域に含む都道府県又は市町村に隣一 当該特定都市河川流域の区域の全部又は一

3

- 4 3 その協議の結果を尊重しなければならない。 項については、流域水害対策協議会の構成員は 議会の運営に関し必要な事項は、流域水害対策 前三項に定めるもののほか、流域水害対策協 流域水害対策協議会において協議が調った事
- 協議会が定める。
- (都道府県流域水害対策協議会)
- 第七条 第三条第四項から第六項までの規定及び 織することができる。 を行うため、都道府県流域水害対策協議会を組 並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整 流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議 定されたときは、河川管理者等は、共同して、 同条第五項において準用する同条第三項の規定 により特定都市河川及び特定都市河川流域が指
- 者をもって構成する。 都道府県流域水害対策協議会は、 次に掲げる

2

- 河川管理者等
- 三 当該特定都市河川流域の区域の全部又は一 接する地方公共団体の長、学識経験者その他部をその区域に含む都道府県又は市町村に隣 当該特定都市河川が接続する河川 月の河川

の

河川管理者等が必要と認める者

- 3 準用する前項」と読み替えるものとする。 条第一項及び第二項並びに同条第三項にお において、同項中「前三項」とあるのは、「次 域水害対策協議会について準用する。この場合 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県流 第二節 流域水害対策計画に基づく措置 いて
- 第八条 河川管理者は、流域水害対策計画に基づ ることができる。 とする雨水貯留浸透施設を設置し、又は管理す き、特定都市河川流域に、特定都市河川の洪水 による浸水による被害の防止を図ることを目的 (河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備)
- 2 適用する。 る工事を同法第八条に規定する河川工事とみな する河川区域と、当該雨水貯留浸透施設に関す 水貯留浸透施設を河川法第三条第二項に規定す 管理する雨水貯留浸透施設については、当該雨 して、同法その他の政令で定める法令の規定を 地である土地の区域を同法第六条第一項に規定 る河川管理施設と、当該雨水貯留浸透施設の敷 前項の規定により河川管理者が設置し、
- ない。これを変更するときも、同様とする。 として政令で定めるものを公示しなければなら (他の地方公共団体の負担金) により、その管理する雨水貯留浸透施設の区域 河川管理者は、国土交通省令で定めるところ
- 第九条 流域水害対策計画に基づく事業であって ができる。 業により利益を受ける他の地方公共団体に対 関するものを実施する地方公共団体は、当該事 第四条第二項第七号又は第八号に掲げる事項に に要する費用の全部又は一部を負担させること し、その利益を受ける限度において、当該事業
- 協議しなければならない。 かじめ、当該利益を受ける他の地方公共団体に 費用の全部又は一部を負担させるときは、あら を受ける他の地方公共団体に当該事業に要する 地方公共団体は、前項の規定により当該利益
- (排水設備の技術上の基準に関する特例)
- 第十条 公共下水道管理者は、特定都市河川流域 備えることが必要であると認められるときは、 上の基準を満たすのみでは十分でなく、雨水を に限る。) が、同条第三項の政令で定める技術 規定する排水設備(雨水を排除するためのもの 防止を図るためには、下水道法第十条第一項に において流域水害対策計画に基づき浸水被害の 時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を

る技術上の基準を定めることができる。 び雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関す 政令で定める基準に従い、条例で、同項の技術 の基準に代えて排水設備に適用すべき排水及

第三節 雨水貯留浸透施設整備計画の認

2

水貯留浸透施設整備計画の認定)

う。) の認定を申請することができる。 (以下この節において「都道府県知事等」とい する場合にあっては、当該指定都市等)の長 定都市等」という。)の区域内に設置しようと 百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指 水貯留浸透施設を指定都市又は地方自治法第二 浸透施設を設置しようとする都道府県(当該雨 整備計画」という。)を作成し、当該雨水貯留 び管理に関する計画(以下「雨水貯留浸透施設 ところにより、当該雨水貯留浸透施設の設置及 公共団体を除く。)は、国土交通省令で定める 透施設の設置及び管理をしようとする者(地方 特定都市河川流域において雨水貯留浸 3

事項を記載しなければならない。 雨水貯留浸透施設整備計画には、 次に掲げる

雨水貯留浸透施設の位置

雨水貯留浸透施設の規模

雨水貯留浸透施設の構造及び設備

その他国土交通省令で定める事項 雨水貯留浸透施設の管理の方法及び期間雨水貯留浸透施設の設置に係る資金計画

設に関する工事に関する事項を記載することがために必要な排水施設その他の公共下水道の施 下水道をいう。以下同じ。)に雨水を排除する下水道(下水道法第二条第三号に規定する公共掲げる事項のほか、雨水貯留浸透施設から公共 雨水貯留浸透施設整備計画には、前項各号に 2

(認定の基準)

第十二条 都道府県知事等は、前条第一項の認定 雨水貯留浸透施設整備計画が次に掲げる基準に 適合すると認めるときは、その認定をすること の申請があった場合において、当該申請に係る

定める規模以上であること。 雨水貯留浸透施設の規模が国土交通省令で

通省令で定める基準に適合するものであるこ 雨水貯留浸透施設の構造及び設備が国土交

確実に遂行するため適切なものであること。 資金計画が当該雨水貯留浸透施設の設置を

> 兀 省令で定める基準に適合するものであるこ 雨水貯留浸透施設の管理の方法が国土交通

Ŧi. 省令で定める期間以上であること。 雨水貯留浸透施設の管理の期間が国土交通

協議し、その同意を得るものとする。 項が記載された雨水貯留浸透施設整備計画につ め、当該公共下水道に係る公共下水道管理者に いて同条第一項の認定をするときは、あらかじ 都道府県知事等は、 前条第三項に規定する事

第十三条 都道府県知事等は、第十一条第一項の 認定をしたときは、速やかに、その旨を当該認 (認定の通知)

2 都道府県知事は、第十一条第一項の認定をし 通知しなければならない。 た雨水貯留浸透施設整備計画に基づき雨水貯留 たときは、速やかに、その旨を当該認定を受け

る事項が記載された雨水貯留浸透施設整備計画 道管理者に通知しなければならない。 について同条第一項の認定をしたときは、速や かに、その旨を当該公共下水道に係る公共下水 (雨水貯留浸透施設整備計画の変更)

第十四条 第十一条第一項の認定を受けた者は、 の認定を受けなければならない。 く。)をしようとするときは、都道府県知事等 変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除 当該認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画の

る。 前二条の規定は、前項の場合について準用す

(認定事業者に対する助言及び指導)

第十五条 都道府県知事等は、第十一条第一項の 及び管理に関し必要な助言及び指導を行うよう を受けた雨水貯留浸透施設整備計画(変更があ 定事業者」という。)に対し、当該計画の認定「計画の認定」という。)を受けた者(以下「認 認定(前条第一項の変更の認定を含む。以下 努めるものとする。 画」という。)に係る雨水貯留浸透施設の設置 ったときは、その変更後のもの。以下「認定計

(補助)

|第十六条 国又は地方公共団体は、認定事業者に 対し、 より、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置 に要する費用の一部を補助することができる。 予算の範囲内で、政令で定めるところに

(日本下水道事業団法の特例)

定を受けた者に通知しなければならない。

都道府県知事等は、第十一条第三項に規定す

2 地方公共団体は、特定都市河川流域において 等」という。)との間において、管理協定を締権利を有する者を含む。以下「予定施設所有者 設置が予定されている雨水貯留浸透施設を自ら 結して、設置後の当該雨水貯留浸透施設の管理 有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする 若しくはその属する施設の敷地である土地の所 者等となろうとする者(当該雨水貯留浸透施設 管理する必要があると認めるときは、施設所有 浸水被害の防止を図るため、認定計画に基づき

3 等の全員の、前項の雨水貯留浸透施設にあって は予定施設所有者等の全員の合意がなければな 一項の雨水貯留浸透施設にあっては施設所有者 らない。

第二十条 前条第一項又は第二項の規定による管 理協定 (以下この節において「管理協定」とい

|第十七条 | 雨水貯留浸透施設整備計画 (下水道法の特例)

計画の認定を受けたときに、下水道法第十六条 る。)に記載された同項に規定する工事につい第三項に規定する事項が記載されたものに限 の規定による承認があったものとみなす。 ては、当該雨水貯留浸透施設整備計画について (第十一条

|第十八条 日本下水道事業団は、日本下水道事業 委託に基づき、認定計画に係る雨水貯留浸透施 条第一項に規定する業務のほか、認定事業者の 設の設置、設計及び工事の監督管理の業務を行 うことができる。 団法(昭和四十七年法律第四十一号)第二十六

(管理協定の締結等)

第十九条 地方公共団体は、特定都市河川流域に 用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他らの敷地である土地の所有者又は当該土地の使 認めるときは、施設所有者等(当該雨水貯留浸 川流域内に存する認定計画に基づき設置された おいて浸水被害の防止を図るため、特定都市河 管理を行うことができる。 管理協定を締結して、当該雨水貯留浸透施設の 有する者をいう。以下同じ。)との間において、 明らかなものを除く。次項において同じ。)を 透施設若しくはその属する施設の所有者、これ 雨水貯留浸透施設を自ら管理する必要があると 時的に使用する施設のため設定されたことが

を行うことができる。

前二項の規定による管理協定については、第

(管理協定の内容)

う。)には、次に掲げる事項を定めるものとす

留浸透施設」という。) (次号及び次項第一号において「協定雨水貯 管理協定の目的となる雨水貯留浸透施設

る事項 協定雨水貯留浸透施設の管理の方法に関す

三 管理協定の有効期間

兀 管理協定に違反した場合の措置

2 いずれにも適合するものでなければならない。 ものでないこと。 管理協定の内容は、次の各号に掲げる基準 条において同じ。)の利用を不当に制限する 属する施設をいう。第二十二条及び第二十四 協定施設(協定雨水貯留浸透施設又はその

二 前項第二号から第四号までに掲げる事項に ついて国土交通省令で定める基準に適合する ものであること。

(管理協定の縦覧等)

第二十一条 地方公共団体は、管理協定を締 なければならない。 該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供さ ろにより、その旨を公告し、当該管理協定を当 ようとするときは、国土交通省令で定めるとこ

2 提出することができる。 該管理協定について、地方公共団体に意見書を 関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当 前項の規定による公告があったときは、利害

(管理協定の公示等)

第二十二条 地方公共団体は、管理協定を締結し 存する旨を、それぞれ明示しなければならな 地の区域内にあっては協定施設が当該区域内に 施設内にあっては協定施設である旨を、当該土 地である土地の区域内の見やすい場所に、 縦覧に供するとともに、協定施設内又はその敷 り、その旨を公示し、かつ、当該管理協定の写 たときは、国土交通省令で定めるところによ しを当該地方公共団体の事務所において一般の

(管理協定の変更)

第二十三条 第十九条第三項、第二十条第二項及 項の変更について準用する。 び前二条の規定は、管理協定において定めた事

(管理協定の効力)

第二十四条 第二十二条(前条において準用する 協定は、その公示のあった後において当該協定 場合を含む。)の規定による公示のあった管理

った者に対しても、その効力があるものとす 施設の施設所有者等又は予定施設所有者等とな

第二十五条 都道府県知事等は、認定事業者に対 び管理の状況について報告を求めることができし、認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置及

第二十六条 認定事業者の一般承継人又は認定事 承継することができる。 事業者が有していた計画の認定に基づく地位を 施設の設置及び管理に必要な権原を取得した者 地である土地の所有権その他当該雨水貯留浸透 業者から認定計画に係る雨水貯留浸透施設の敷 都道府県知事等の承認を受けて、当該認定

定計画に従って認定計画に係る雨水貯留浸透施第二十七条 都道府県知事等は、認定事業者が認 ずることができる。 設の設置及び管理を行っていないと認めるとき その改善に必要な措置をとるべきことを命 当該認定事業者に対し、相当の期限を定め

条の規定による処分に違反したときは、計画の二十八条 都道府県知事等は、認定事業者が前 認定を取り消すことができる。 (計画の認定の取消し) 第十三条の規定は、都道府県知事等が前項の

(都市緑地法の特例)

規定による取消しをした場合について準用す

第二十九条 流域水害対策計画 (第四条第三項に 規定する流域水害対策計画において定められた|第三十二条|都道府県知事等は、第三十条の許可規定する流域水害対策計画において定められた|第三十二条|都道府県知事等は、第三十条の許可 が定められているものに限る。)に係る市町村規定する雨水貯留浸透施設の整備に関する事項 三項に規定する雨水貯留浸透施設の整備に関す 当該特別緑地保全地区内の緑地における同条第 は、「事項又は特定都市河川浸水被害対策法 の適用については、同号中「事項」とあるの 場合における同法第十四条第九項第三号の規定 第四条第一項に規定する基本計画を定めている が都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号) る事項」とする。 (平成十五年法律第七十七号) 第四条第一項に 2

第三章 特定都市河川流域における規制等 雨水浸透阻害行為の許可等

(雨水浸透阻害行為の許可)

第三十条 特定都市河川流域内の宅地等以外の土 地において、 次に掲げる行為 (流域水害対策計

> 浸透阻害行為」という。)であって雨水の浸透 の限りでない 必要な応急措置として行う行為については、こ 行為で政令で定めるもの及び非常災害のために ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の 等」という。)の許可を受けなければならない。 等)の長(以下この節において「都道府県知事 区域内にある場合にあっては、当該指定都市 係る都道府県(当該土地の区域が指定都市等の め、当該雨水浸透阻害行為をする土地の区域に 定める規模以上のものをする者は、あらかじ を著しく妨げるおそれのあるものとして政令で 画に基づいて行われる行為を除く。以下「雨水

るものを除く。) 材料で土地を覆うことをいい、前号に該当す 土地の舗装(コンクリート等の不浸透性の 宅地等にするために行う土地の形質の変更

出雨水量(地下に浸透しないで他の土地へ流三 前二号に掲げるもののほか、土地からの流 (申請の手続) させるおそれのある行為で政令で定めるもの 出する雨水の量をいう。以下同じ。)を増加

第三十一条 前条の許可を受けようとする者は、 国土交通省令で定めるところにより、次に掲げ 出しなければならない。 る事項を記載した申請書を都道府県知事等に提

「行為区域」という。)の位置、区域及び規模 雨水浸透阻害行為をする土地の区域(以下 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画

他の行為区域からの雨水浸透阻害行為による ようとする工事 (以下「対策工事」という。) 流出雨水量の増加を抑制するため自ら施行し 雨水貯留浸透施設の設置に関する工事その

書を添付しなければならない。 (許可の基準) 前項の申請書には、国土交通省令で定める図 その他国土交通省令で定める事

号において同じ。) に従い講じたものであり、 措置を政令で定める技術的基準(次条の条例が が、当該行為区域における雨水浸透阻害行為に の申請があったときは、その対策工事の計画 第三十九条第一項並びに第四十一条第一項第四 的基準を含む。第三十八条第二項及び第三項、 定められているときは、当該条例で定める技術 よる流出雨水量の増加を抑制するために必要な

かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律 ときは、その許可をしなければならない。 に基づく命令の規定に違反していないと認める (条例による技術的基準の強化)

第三十三条 行為区域に係る地方公共団体は、そ られる場合においては、政令で定める基準に従 基準のみによっては特定都市河川流域における できる。 い、条例で、当該技術的基準を強化することが 浸水被害の防止を図ることが困難であると認め の特殊性を勘案し、前条の政令で定める技術的 の地方の浸水被害の発生の状況又は自然的条件

定により条例を定めるときは、あらかじめ、都2 市町村(指定都市等を除く。)は、前項の規 らない。 道府県知事と協議し、その同意を得なければな

(許可の条件)

第三十四条 都道府県知事等は、第三十条の許可 を付することができる。この場合において、そ 流出雨水量の増加を抑制するために必要な条件 課するものであってはならない。 の条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を に、行為区域における雨水浸透阻害行為による (許可の特例) 3

第三十五条 国又は地方公共団体が行う雨水浸透 もって当該許可を受けたものとみなす。 行う都道府県知事等との協議が成立することを 該雨水浸透阻害行為について第三十条の許可を 阻害行為については、国又は地方公共団体と当 (許可又は不許可の通知)

第三十六条 都道府県知事等は、第三十条の許可 許可の処分をしなければならない。 の申請があったときは、遅滞なく、許可又は不

2 申請をした者に通知しなければならない。 (変更の許可等) 前項の処分をするには、文書をもって同項の

第三十七条 第三十条の許可 (この項の規定によ うとする場合においては、都道府県知事等の許 三十一条第一項各号に掲げる事項の変更をしよ は、この限りでない。 省令で定める軽微な変更をしようとするとき 可を受けなければならない。ただし、国土交通 る許可を含む。以下同じ。) を受けた者は、第

2 知事等に提出しなければならない。 省令で定める事項を記載した申請書を都道府県 前項の許可を受けようとする者は、国土交通

3 書に該当する変更をしたときは、遅滞なく、 第三十条の許可を受けた者は、第一項ただし そ

の旨を都道府県知事等に届け出なければならな

可について準用する。 第三十二条及び前三条の規定は、 第 一項の許

更後の内容を第三十条の許可の内容とみなす。 用については、当該許可又は当該届出に係る変 による届出をした場合における次条の規定の (工事完了の検査等) 第一項の許可を受けた場合又は第三項の規 適

2 第三十八条 第三十条の許可を受けた者は、 県知事等に届け出なければならない。 通省令で定めるところにより、その旨を都道府 許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事を完 了し、又は当該工事を廃止したときは、国土交

ればならない。 準に適合しているかどうかについて検査しなけ 当該工事が第三十二条の政令で定める技術的基 完了した旨の届出があったときは、遅滞なく、 都道府県知事等は、前項の規定による工事を

等 (建築物その他の工作物をいう。以下同じ。) 項から第八項までにおいて同じ。)の条例で定 (当該雨水貯留浸透施設が指定都市等の区域内土交通省令で定める基準を参酌して都道府県 果当該工事が第三十二条の政令で定める技術的 を伴う第一項の工事について、前項の検査の結 設が存する旨を表示した標識を設けなければ めるところにより、次に掲げる土地又は建築物 にある場合にあっては、当該指定都市等。第六 基準に適合すると認めたときは、遅滞なく、 に、当該技術的基準に適合する雨水貯留浸透施 都道府県知事等は、雨水貯留浸透施設の設置 玉

雨水貯留浸透施設の敷地である土地

二 建築物等に雨水貯留浸透施設が設置されて 敷地である土地 いる場合にあっては、当該建築物等又はその

4 らない。 り、同項の標識の設置を拒み、又は妨げてはな 者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限 前項各号に掲げる土地又は建築物等の所

5 却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならな を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除 何人も、 第三項の規定により設けられた標識

6 損失を受けた者がある場合においては、その損 都道府県は、第三項の規定による行為により

償しなければならない。 失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補

道府県と損失を受けた者が協議しなければなら 前項の規定による損失の補償については、都

条第二項の規定による裁決を申請することがで で定めるところにより、収用委員会に土地収用 いては、都道府県又は損失を受けた者は、政令 前項の規定による協議が成立しない場合にお (昭和二十六年法律第二百十九号) 第九十四

(雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれの

第三十九条 前条第二項の検査の結果第三十二条 許可を受けなければならない。ただし、通常の為をする者は、あらかじめ、都道府県知事等の めるもの及び非常災害のため必要な応急措置と 管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定 れた雨水貯留浸透施設について、次に掲げる行 の政令で定める技術的基準に適合すると認めら して行う行為については、この限りでない。 雨水貯留浸透施設(建築物等に設置されて 雨水貯留浸透施設の全部又は一部の埋立て

等の改築又は除却(雨水貯留浸透施設に係る における建築物等の新築、改築又は増築 いるものを除く。)の敷地である土地の区域 雨水貯留浸透施設が設置されている建築物

下に浸透させる機能を阻害するおそれのある 施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地 行為で政令で定めるもの 前三号に掲げるもののほか、雨水貯留浸透

部分に関するものに限る。)

府県知事等に提出しなければならない。 交通省令で定める事項を記載した申請書を都道 所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土 省令で定めるところにより、行為の種類、場 前項の許可を受けようとする者は、国土交通

きは、その許可をしなければならない。 基づく命令の規定に違反していないと認めると 下に浸透させる機能の保全上支障がなく、か 透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地 ったときは、その申請に係る行為が雨水貯留浸 都道府県知事等は、第一項の許可の申請があ その申請の手続がこの法律又はこの法律に

項の許可について準用する。この場合におい 第三十四条から第三十六条までの規定は、第 第三十四条及び第三十六条第一項中「第三

> る第三十六条第一項」と、「同項」とあるのは とする。 とあるのは「第三十九条第四項において準用す のは「同項」と、第三十六条第二項中「前項」 あるのは「当該行為」と、「第三十条」とある 掲げる行為」と、「当該雨水浸透阻害行為」と 為」とあるのは「行う第三十九条第一項各号に る」と、第三十五条中「行う雨水浸透阻害行 のは「雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的 為による流出雨水量の増加を抑制する」とある 十条」とあるのは「第三十九条第一項」と、第 に貯留し、又は地下に浸透させる機能を保全す 三十四条中「行為区域における雨水浸透阻害行 「第三十九条第一項の許可」と読み替えるもの 2

5 第三条第十一項の規定による特定都市河川流 前各項の規定は、適用しない。 設については、前条第三項から第八項まで及び となった場合においては、当該雨水貯留浸透施 留浸透施設が特定都市河川流域外に存すること 域の指定の変更又は解除により第一項の雨水貯

(雨水の流出の増加の抑制)

第四十条 特定都市河川流域内の宅地等以外の土 為による流出雨水量の増加を抑制するために必 条の政令で定める規模未満のものをしようとす 要な措置を講ずるよう努めなければならない。 る者は、行為区域における当該雨水浸透阻害行 地において、雨水浸透阻害行為であって第三十 (監督処分)

|第四十一条 | 都道府県知事等は、次の各号のいず 条第一項の許可を取り消し、若しくはその許可 れかに該当する者に対して、特定都市河川流域 要な措置をとることを命ずることができる。 の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて必 度において、第三十条の許可若しくは第三十九 における浸水被害の防止を図るために必要な限 に付した条件を変更し、又は工事その他の行為 第三十条又は第三十七条第一項の規定に違

反して、 第三十九条第一項の規定に違反して、 雨水浸透阻害行為をした者 同項

三 第三十条の許可又は第三十九条第一項の許 各号に掲げる行為をした者

兀 可に付した条件に違反した者 特定都市河川流域内において既に着手してい る流出雨水量の増加を抑制するために必要な る行為を除く。) であって、行為区域におけ 行為(当該特定都市河川流域の指定の際当該 特定都市河川流域内における雨水浸透阻害

> 事をしている者若しくはした者 む。)又は請負契約によらないで自らその工 文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含 に従って講じていないものに関する工事の注 措置を第三十二条の政令で定める技術的基準

施者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告し 置を行わないときは都道府県知事等又は措置実該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措 事等は、その定めた期限内に義務者において当 措置を命ずべき者(以下この項において「義務 じようとする場合において、過失がなくて当該 なければならない。 とができる。この場合においては、都道府県知 置実施者」という。)に当該措置を行わせるこ 若しくは委任した者(以下この項において「措 者」という。)を確知することができないとき Ŧi. いて、当該措置を自ら行い、又はその命じた者 は、都道府県知事等は、当該義務者の負担にお 前項の規定により必要な措置をとることを命 可又は第三十九条第一項の許可を受けた者 詐欺その他不正な手段により第三十条の許

3 をした場合においては、標識の設置その他国土 なければならない。 交通省令で定める方法により、その旨を公示し 都道府県知事等は、第一項の規定による命令

4 物等若しくは建築物等の敷地の所有者、 る土地又は建築物等若しくは建築物等の敷地内 又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨 は、同項の規定による命令に係る土地又は建築 に設置することができる。この場合において げてはならない。 前項の標識は、第一項の規定による命令に係 管理者

第四十二条 都道府県知事等は、第三十条、第三 水浸透阻害行為に関する工事若しくは当該対策物等を含む。)に立ち入り、当該土地、当該雨 浸透阻害行為に係る土地(対策工事に係る建築ために必要な限度において、その職員に、雨水第一項又は前条第一項の規定による権限を行う 施設を検査させることができる。 工事の状況又は当該対策工事により設置された 十七条第一項、第三十八条第二項、第三十九条 (立入検査)

2 あったときは、これを提示しなければならなの身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求が 前項の規定により立入検査をする職員は、そ

3 捜査のために認められたものと解釈してはなら 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪

2 第四十三条 都道府県知事等は、第三十条の許可 若しくは地下に浸透させる機能を保全するため 報告若しくは資料の提出を求め、又は当該雨 透施設又は当該許可に係る行為の状況について を受けた者に対し、当該許可に係る雨水貯留浸 若しくは勧告をすることができる。 流出雨水量の増加を抑制するために必要な助言 又は当該土地における雨水浸透阻害行為による 状況について報告若しくは資料の提出を求め、 該許可に係る雨水浸透阻害行為に関する工事 を受けた者に対し、当該許可に係る土地又は当 貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留 に必要な助言若しくは勧告をすることができ (報告の徴収等) 都道府県知事等は、第三十九条第一項の許可

(保全調整池の指定等) 保全調整池

第四十四条 特定都市河川流域内に政令で定める 防災調整池を保全調整池として指定することが を図るために有用であると認めるときは、当該 当該特定都市河川流域における浸水被害の防 において「都道府県知事等」という。)は、 において「都道府県知事等」という。)は、当あっては、当該指定都市等)の長(以下この節 防災調整池が指定都市等の区域内にある場合に 規模以上の防災調整池が存する都道府県(当該 できる。 該防災調整池の雨水を一時的に貯留する機能が 止

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をす 3 の旨を当該保全調整池の所有者に通知しなけ より、当該保全調整池を公示するとともに、そ をするときは、国土交通省令で定めるところに る市町村の長の意見を聴かなければならない。 るときは、あらかじめ、当該保全調整池が存す 都道府県知事等は、第一項の規定による指定

4 る公示によってその効力を生ずる。 市町村の長にも通知しなければならない。 にあっては、その旨を当該保全調整池が存する 第一項の規定による指定は、前項の規定によ

ばならない。この場合において、都道府県知事

解除について準用する。 前三項の規定は、第一項の規定による指定の

5

(標識の設置等)

第四十五条 都道府県知事等は、保全調整池を指 酌して都道府県(当該保全調整池が指定都市等定したときは、国土交通省令で定める基準を参 の区域内にある場合にあっては、 当該指定都市

条第七項」と読み替えるものとする。 第三十八条第四項から第八項までの規定は、前項の場合について準用する第三十八条第四十五条第二項において準用する第三十八条第四十五条第一項各号」と、同条第四項中「前項」とあるのは「第四十五条第一項各号」とあるのは「第四十五条第一項各号」とあるのは「第四十五条第一項各号」とあるのは「第四十五条第一項各号」とあるのは「第四十五条第一項各号」とあるのは「第四十五条第四項から第八項までの規定は、前項の場合において準用する。この場合におい前項の場合において準用する。

第四十六条 保全調整池について、次に掲げる行為をしようとする者は、当該行為に着いては、の三十日前までに、国土交通省令で定める事為をしようとするに、国土交通省令で定める事項を都道府県知事等に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、あの限りでない。

一保全調整池の全部又は一部の埋立て

築又は除却(保全調整池に係る部分に関する年、保全調整池が設置されている建築物等の新築、改築又は増築のを除く。)の敷地である土地の区域におけのを除く。)の敷地である土地の区域におけて、保全調整池(建築物等に設置されているも

るおそれのある行為で政令で定めるものへ有する雨水を一時的に貯留する機能を阻害す 22四 前三号に掲げるもののほか、保全調整池が まものに限る。)1

係下水道管理者に通知しなければならない。係下水道管理者に通知しなければならない。だけときは、国土交通省令で定めるところを受けたときは、国土交通省令で定めるところを受けたときは、国土交通省令で定めるところ 指定都市等の長は、第一項の規定による届出

* 都道府県知事等は、第一項の規定による届出れ、超道府県知事等は、第一項の規定による届出をした者に要があると認めるときは、当該届出をした者にある。

合にあっては、当該建築物等又はその敷地で

建築物等に保全調整池が設置されている場

(防災調整池の保全)

第四十七条 特定都市河川流域内に存する防災調整池の所有者その他当該防災調整池が育する雨水を一時的に貯留する機能を維持するようる雨水を一時的に貯留する機能を維持するようをである所入者との他当該防災調整池の管理につ

第三節 管理協定

(管理協定の締結等)

(行為の届出等)

第四十八条 地方公共団体は、保全調整池が有す 第四十八条 地方公共団体は、保全調整池 を有する者をいう。次項及び第五十二条 において同じ。)との間において、次に掲げる か設定されたことが明らかなものを除 とする権利(臨時設備その他一時的に使用する をする者をいう。次項及び第五十二条 をすする者をいう。次項及び第五十二条 において同じ。)との間において、次に掲げる 事項を定めた協定(以下この節において「管理 を有する者をいう。次項及び第五十二条 において同じ。)との間において、次に掲げる 事項を定めた協定(以下この節において「管理 を有する者をいう。次項及び第五十二条 において同じ。)との間において、次に掲げる 事項を定めた協定(以下この節において「管理 を行うことができる。

「管理協定調整池」という。) 管理協定の目的となる保全調整池(以下

二 管理協定の有効期間 管理協定調整池の管理の方法に関する事項

全員の合意がなければならない。 管理協定については、保全調整池所有者等の四 管理協定に違反した場合の措置

(管理協定の縦覧等) (管理協定の縦覧に供さまり、その旨を公告し、当該管理協定を当らにより、その旨を公告し、当該管理協定を当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供さまりとするときは、国土交通省令で定めるとこまりとするときは、国土交通省令で定めるという。

関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当2 前項の規定による公告があったときは、利害

管里皆及が掲 停耳上が 也テスキ団はよ、管里協定が帝告した「定都市等を包」(管理協定の公告等)・定めるところ 提出することができる。 2年による届出 該管理協定について、地方公共団体に意見書を 4

第五十条 地方公共団体は、管理協定を締結したます。

管理協定調整池の敷地である土地

地である土地 建築物等に管理協定調整池が設置されてい 建築物等に管理協定調整池が設置されてい

(管理協定の変更)

(貯留機能保全区域の指定等) 第四節 貯留機能保全区域

第五十三条 河川に隣接する低地その他の河川の
第五十三条 河川に隣接する低地その他の河川の
第五十三条 河川に隣接する低地その他の河川の
第五十三条 河川に隣接する低地その他の河川の
第十二号に掲げる貯留機能保全区域内にある
場合にあっては、当該指定都市等)の長(以下
この節において「都道府県知事等」という。)は、流域水害対策計画に定められた第四条第二十
は、流域水害対策計画に定められた第四条第二十
方針に基づき、かつ、当該流域水害対策計画に
定められた都市浸水想定を踏まえ、当該土地の
区域のうち都市浸水の拡大を抑制する効用があ
ると認められるものを貯留機能保全区域として
ると認められるものを貯留機能保全区域として
指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をすかなければならない。

6

ばならない。とする区域内の土地の所有者の同意を得なけれとする区域内の土地の所有者の同意を得なけれるするときは、あらかじめ、当該指定をしよう3 都道府県知事等は、第一項の規定による指定

4 都道府県知事等は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該貯留機能保全区域を公示するとともに、その旨を当該貯留機能保全区域を公示するとともおいて、都道府県知事にあっては、その旨を当該貯留機能保全区域を公示するとともおいて、都道府県知事等は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該貯留機能保全区域をその区域による指定をする。

る公示によってその効力を生ずる。 第一項の規定による指定は、前項の規定によ

ものとする。 第二項から前項までの規定は、第一項の規定 第二項から前項までの規定は、第一項の規定 第二項から前項までの規定は、第一項の規定

(標識の設置等)

第五十四条 都道府県知事等は、前条第一項の規第五十四条 都道府県知事等は、前条第一項の規度、当該貯留機能保全区域が指定都市等。第内にある場合にあっては、当該貯留機能保全区域が指定都市等の区域のら第六項までにおいて同じ。)の条例で定めるところにより、当該貯留機能保全区域を指定したときは、定域内に、貯留機能保全区域である旨を表示して標識を設けなければならない。

標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の2 貯留機能保全区域内の土地の所有者、管理者

はならない。
しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してしくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊し、若を都道府県知事等の承諾を得ないで移転し、若3 何人も、第一項の規定により設けられた標識

が買り見定こよる損失の哺賞こついては、邪僧しなければならない。 供しなければならない。 共生ずべき損失を補損失を受けた者がある場合においては、その損損失を受けた者がある場合においては、その損損失を受けた者がある場合においては、その損害は、第一項の規定による行為により

らない。 道府県と損失を受けた者とが協議しなければな 前項の規定による損失の補償については、都

ることができる。
ることができる。
ることができる。
ることができる。

(行為の届出等)

盛土、塀の設置その他これらに類する行為で当第五十五条 貯留機能保全区域内の土地において

をその区域に含む市町村の長に通知しなければ り、当該届出の内容を、当該貯留機能保全区域 けたときは、国土交通省令で定めるところによ として行う行為については、この限りでない。 定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置 の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で 事等に届け出なければならない。ただし、通常 その他国土交通省令で定める事項を都道府県知 の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日 に、国土交通省令で定めるところにより、行為 る者は、当該行為に着手する日の三十日前まで として国土交通省令で定めるものをしようとす 該土地が有する河川の氾濫に伴い浸入した水又 都道府県知事は、前項の規定による届出を受 雨水を一時的に貯留する機能を阻害するもの 5 4 3

が有する都市浸水の拡大を抑制する効用を保全 があった場合において、当該貯留機能保全区域 をした者に対して、必要な助言又は勧告をする するため必要があると認めるときは、当該届出 ことができる 都道府県知事等は、第一項の規定による届出 6

(浸水被害防止区域の指定等) 第五節 浸水被害防止区域

第五十六条 都道府県知事は、流域水害対策計画 法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第四て同じ。)及び一定の建築物(居室(建築基準 浸水被害防止区域として指定することができ 又は用途の変更の制限をすべき土地の区域を、 条第十三号に規定する建築をいう。以下同じ。) るものに限る。以下同じ。) の建築(同法第二 号に規定する居室をいう。以下同じ。) を有す に規定する開発行為をいう。次条第一項におい れる土地の区域で、一定の開発行為(都市計画 体に著しい危害が生ずるおそれがあると認めら は雨水出水が発生した場合には建築物が損壊 定を踏まえ、特定都市河川流域のうち、洪水又 当該流域水害対策計画に定められた都市浸水想 水被害防止区域の指定の方針に基づき、かつ、 に定められた第四条第二項第十二号に掲げる浸 (昭和四十三年法律第百号) 第四条第十二項 又は浸水し、住民その他の者の生命又は身 11 9 8

特定開発行為及び第六十六条に規定する特定建 深に係る水位であって、次条第一項に規定する 前項の規定による指定は、当該指定の区域及 (第四条第二項第四号に規定する水

> 築行為の制限の基準となるべきものをいう。以 下同じ。)その他の国土交通省令で定める事項 を明らかにしてするものとする。

書面を添えて、当該公告から二週間公衆の縦覧 るところにより、その旨を公告し、当該指定の に供しなければならない。 案を、当該指定をしようとする理由を記載した するときは、あらかじめ、国土交通省令で定め 都道府県知事は、第一項の規定による指定を

するときは、あらかじめ、前項の規定により提 及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日ま 出された意見書の写しを添えて、関係市町村長 府県知事に意見書を提出することができる。 でに、縦覧に供された指定の案について、都道 都道府県知事は、第一項の規定による指定を 前項の規定による公告があったときは、 住民

ばならない。 り、その旨及び当該指定の区域を公示しなけれ するときは、国土交通省令で定めるところによ の意見を聴かなければならない。 都道府県知事は、第一項の規定による指定を

ればならない。 り公示された事項を記載した図書を送付しなけ ころにより、関係市町村長に、同項の規定によ たときは、速やかに、国土交通省令で定めると都道府県知事は、前項の規定による公示をし

よる公示によってその効力を生ずる。 第一項の規定による指定は、第六項の規定に

の事務所において、公衆の縦覧に供しなければ ならない。 関係市町村長は、第七項の図書を当該市町村

指定を解除するものとする。 指定の事由がなくなったと認めるときは、当該 域の全部又は一部について第一項の規定による 備の実施その他の事由により、浸水被害防止区 浸水被害防止区域の全部又は一部について当該 都道府県知事は、河道又は洪水調節ダムの整

指定の解除について準用する。 定による指定の変更又は前項の規定による当該 第二項から第九項までの規定は、第一項の規

(特定開発行為の制限)

第五十七条 浸水被害防止区域内において、開発 うものであって当該開発行為をする土地の区域 るもの(以下 内において建築が予定されている建築物(以下 行為のうち政令で定める土地の形質の変更を伴 「予定建築物」という。)の用途が制限用途であ 「特定開発行為」という。) をす

> 条までにおいて「都道府県知事等」という。) 土地の区域に係る都道府県(当該土地の区域が の許可を受けなければならない。 該指定都市等)の長(第五十九条から第六十五 指定都市等の区域内にある場合にあっては、当 る者は、あらかじめ、当該特定開発行為をする

2 前項の制限用途とは、次に掲げる予定建築物 ない場合においては、当該予定建築物の用途は

ر د

二 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災 限る。) 設、学校及び医療施設(政令で定めるものに 上の配慮を要する者が利用する社会福祉施

生時における利用者の円滑かつ迅速な避難を区域内の区域のうち、洪水又は雨水出水の発 該市町村の条例で定める用途 として市町村の条例で定めるものごとに、当 確保することができないおそれが大きい区域 前二号に掲げるもののほか、浸水被害防止

3 県知事と協議し、その同意を得なければならな 号の条例を定めるときは、あらかじめ、都道府

4 第一項の規定は、 適用しない。

物の建築がされる予定の特定開発行為 区域外においてのみ第一項の制限用途の建築の内外にわたる場合における、浸水被害防止定開発区域」という。)が浸水被害防止区域 特定開発行為をする土地の区域(以下「特

条例で定める用途に限る。)の建築物の建築域外においてのみ第一項の制限用途(同号の がされる予定の特定開発行為 る区域の内外にわたる場合における、 当該区

う行為その他の政令で定める行為 当該浸水被害防止区域の指定の際当該浸水

(申請の手続)

第五十八条 前条第一項の許可を受けようとする 者は、国土交通省令で定めるところにより、次 ばならない に掲げる事項を記載した申請書を提出しなけれ

まっていない場合には、その旨)及びその敷定開発区域内の予定建築物の用途(用途が定 まっていない場合には、その旨)及びその

制限用途であるものとみなす。 用途をいい、予定建築物の用途が定まってい

住宅(自己の居住の用に供するものを除

市町村(指定都市等を除く。)は、前項第三

次に掲げる行為について

二 特定開発区域が第二項第三号の条例で定め

非常災害のために必要な応急措置として行

行為 被害防止区域内において既に着手している

3

その用途が前条第一項の制限用途である特 特定開発区域の位置、区域及び規模

兀 その他国土交通省令で定める事項特定開発行為に関する工事の計画

2 書を添付しなければならない。 (許可の基準) 前項の申請書には、国土交通省令で定める図

第五十九条 都道府県知事等は、第五十七条第一 り、かつ、その申請の手続がこの法律及びこの 省令で定める技術的基準に従い講ずるものであ発区域内の土地の安全上必要な措置を国土交通 項の許可の申請があったときは、特定開発行為 (許可の特例) めるときは、その許可をしなければならない。 法律に基づく命令の規定に違反していないと認 水又は雨水出水が発生した場合における特定開 に関する工事の計画が、擁壁の設置その他の 洪

第六十条 国又は地方公共団体が行う特定開発行 って当該許可を受けたものとみなす。 う都道府県知事等との協議が成立することをも 開発行為について第五十七条第一項の許可を行 為については、国又は地方公共団体と当該特定 (許可又は不許可の通知)

第六十一条 都道府県知事等は、第五十七条第一 可又は不許可の処分をしなければならない。 請をした者に通知しなければならない。 項の許可の申請があったときは、遅滞なく、 (変更の許可等) 前項の処分をするには、文書をもって当該申

第六十二条 第五十七条第一項の許可(この 土交通省令で定める軽微な変更をしようとする に掲げる行為に該当することとなるとき又は国 定開発行為が同条第四項第一号若しくは第二号の制限用途以外のものであるとき、変更後の特変更後の予定建築物の用途が第五十七条第一項 事等の許可を受けなければならない。ただし、 更をしようとする場合においては、都道府県知 者は、第五十八条第一項各号に掲げる事項の変 規定による許可を含む。以下同じ。)を受けた ときは、この限りでない。

知事等に提出しなければならない。 省令で定める事項を記載した申請書を都道府県 前項の許可を受けようとする者は、国土交通

項ただし書に該当する変更をしたときは、 第五十七条第一項の許可を受けた者は、 遅滞

ばならない。 なく、その旨を都道府県知事等に届け出なけれ

前三条の規定は、 第一項の許可について準用

5 は当該届出に係る変更後の内容を第五十七条第 五条までの規定の適用については、当該許可又 による届出をした場合における次条から第六十 第一項の許可を受けた場合又は第三項の規定 項の許可の内容とみなす。

(工事完了の検査等)

第六十三条 第五十七条第一項の許可を受けた者 あったときは、遅滞なく、当該工事が第五十九都道府県知事等は、前項の規定による届出が 条の国土交通省令で定める技術的基準に適合し るところにより、その旨を都道府県知事等に届 の全てを完了したときは、国土交通省令で定め は、当該許可に係る特定開発行為に関する工事 出なければならない。

査済証を当該届出をした者に交付しなければな 認めたときは、国土交通省令で定める様式の検 果当該工事が当該技術的基準に適合していると ているかどうかについて検査し、その検査の結

地の区域があるときはその区域を公告しなけれ る。) に地盤面の高さが基準水位以上である土特定開発区域(浸水被害防止区域内のものに限 証を交付したときは、遅滞なく、国土交通省令 及び当該工事の完了後において当該工事に係る で定めるところにより、当該工事が完了した旨 都道府県知事等は、前項の規定により検査済

第六十四条 特定開発区域(浸水被害防止区域内 (特定開発区域の建築制限)

第六十五条 第五十七条第一項の許可を受けた者 定めるところにより、その旨を都道府県知事等 を廃止したときは、遅滞なく、国土交通省令で は、当該許可に係る特定開発行為に関する工事 はならない。 十七条第一項の制限用途の建築物の建築をして 三項の規定による公告があるまでの間は、第五 のものに限る。)内の土地においては、前条第 (特定開発行為の廃止)

(特定建築行為の制限)

に届け出なければならない。

第六十六条 浸水被害防止区域内において、住宅 二号若しくは第三号に掲げる用途の建築物の建 の用途に供する建築物又は第五十七条第二項第

> る都道府県(当該土地の区域が指定都市等の区 ればならない。ただし、次に掲げる行為につい「都道府県知事等」という。)の許可を受けなけ の長(第六十八条から第七十一条までにおいて 域内にある場合にあっては、当該指定都市等) じめ、当該特定建築行為をする土地の区域に係 に掲げる用途の建築物とすることを含む。以下 築(既存の建築物の用途を変更して住宅の用途 「特定建築行為」という。)をする者は、あらか ては、この限りでない。 供する建築物又は同項第二号若しくは第三号

の区域において行う特定建築行為 その地盤面の高さが基準水位以上である土地 第六十三条第三項の規定により公告された

二 非常災害のために必要な応急措置として行 う行為その他の政令で定める行為

三 当該浸水被害防止区域の指定の際当該浸水 被害防止区域内において既に着手している

(申請の手続)

第六十七条 住宅の用途に供する建築物又は第五 通省令で定めるところにより、次に掲げる事項 を記載した申請書を提出しなければならない。 いて前条の許可を受けようとする者は、国土交 十七条第二項第二号に掲げる用途の建築物につ 特定建築行為に係る建築物の敷地の位置及

次条第一項第二号イ又はロに定める居室の 特定建築行為に係る建築物の構造方法

前項の申請書には、国土交通省令で定める図 その他国土交通省令で定める事項

床面の高さ

2

3 に掲げる事項を記載した申請書を提出しなけれ者は、市町村の条例で定めるところにより、次 書を添付しなければならない。 の建築物について前条の許可を受けようとする 第五十七条第二項第三号の条例で定める用途

特定建築行為に係る建築物の敷地の位置及

その他市町村の条例で定める事項 特定建築行為に係る建築物の構造方法

ればならない。 書及び市町村の条例で定める図書を添付しなけ 前項の申請書には、国土交通省令で定める図

5 定める場合について準用する。 第五十七条第三項の規定は、 前二項の条例を

(許可の基準)

面の高さに都道府県知事等が当該居室についあると認める場合にあっては、当該居室の床 県知事等が洪水又は雨水出水に対して安全で じ、当該イ又は口に定める居室の床面の高さ 上であること。 て指定する高さを加えた高さ)が基準水位以 (居室の構造その他の事由を勘案して都道府

2 項の条例の規定に違反していないと認めるとき 基づく命令の規定又は前条第三項若しくは第四 その申請の手続がこの法律若しくはこの法律に 次に掲げる基準に適合するものであり、かつ、 条の許可の申請があったときは、当該建築物が の条例で定める用途の建築物について第六十六 は、その許可をしなければならない。 都道府県知事等は、第五十七条第二項第三号

基準に適合するものであること。

2

例を定める場合について準用する。 第五十七条第三項の規定は、前項第二号の条

3

4

3

4 都道府県知事に協議しなければならない。 は、第六十六条の許可をしようとするときは、 (許可の特例) 建築主事又は建築副主事を置かない市の市長

第六十九条 国又は地方公共団体が行う特定建築 行為については、国又は地方公共団体と当該特

|第六十八条 | 都道府県知事等は、住宅の用途に供 る用途の建築物について第六十六条の許可の申する建築物又は第五十七条第二項第二号に掲げ 続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定 準に適合するものであり、かつ、その申請の手 請があったときは、当該建築物が次に掲げる基 に違反していないと認めるときは、その許可を なければならない。

適合するものであること。 のとして国土交通省令で定める技術的基準に 洪水又は雨水出水に対して安全な構造のも

次のイ又は口に掲げる建築物の区分に応

る居室 住宅の用途に供する建築物 政令で定め

建築物 同号の政令で定める用途ごとに政 令で定める居室 第五十七条第二項第二号に掲げる用途の

前項第一号の国土交通省令で定める技術的

二 居室の床面の高さに関する国土交通省令で 基準に適合するものであること。 定める基準を参酌して市町村の条例で定める

定建築行為について第六十六条の許可を行う都

道府県知事等との協議が成立することをもって 当該許可を受けたものとみなす。

(許可証の交付又は不許可の通知)

2 第七十条 都道府県知事等は、第六十六条の許可 同項の不許可の処分をしたときは文書をもって 項の許可の処分をしたときは許可証を交付し、 許可の処分をしなければならない。 の申請があったときは、遅滞なく、許可又は不 都道府県知事等は、当該申請をした者に、

3 できない。 特定建築行為に関する工事(根切り工事その他 の政令で定める工事を除く。)は、することが 前項の許可証の交付を受けた後でなければ、

通知しなければならない。

める。 第二項の許可証の様式は、 国土交通省令で定

(変更の許可等)

第七十一条 第六十六条の許可 (この項の規定に る用途の建築物以外のものとなるとき、又は国 第五十七条第二項第二号若しくは第三号に掲げ の建築物が住宅の用途に供する建築物若しくは 許可を受けなければならない。ただし、変更後 よる許可を含む。以下同じ。)を受けた者は、 ときは、この限りでない。 次に掲げる場合においては、都道府県知事等の 土交通省令で定める軽微な変更をしようとする

第六十七条第一項各号に掲げる事項の変更を 第二項第二号に掲げる用途の建築物について しようとする場合 住宅の用途に供する建築物又は第五十七条

二 第五十七条第二項第三号の条例で定める用 掲げる事項の変更をしようとする場合 途の建築物について第六十七条第三項各号に

ならない。 あっては、市町村の条例で定める事項)を記載 省令で定める事項(同項第二号に掲げる場合に した申請書を都道府県知事等に提出しなければ 前項の許可を受けようとする者は、国土交通

める場合について準用する。 第五十七条第三項の規定は、 前項の条例を定

ない。 その旨を都道府県知事等に届け出なければなら し書に該当する変更をしたときは、遅滞なく、 第六十六条の許可を受けた者は、 第一項ただ

5 する。 前三条の規定は、 第 一項の許可について準用

第七十二条 特定開発行為又は特定建築行為をす る土地の区域に係る都道府県(当該土地の区域 付することができる。 による人的災害を防止するために必要な条件を 築行為に係る建築物における洪水又は雨水出水 許可には、特定開発行為に係る土地又は特定建 は、第五十七条第一項の許可又は第六十六条の 五条までにおいて「都道府県知事等」という。 当該指定都市等)の長(以下この条から第七十 が指定都市等の区域内にある場合にあっては、 2

(監督処分)

第七十三条 都道府県知事等は、次の各号のいず できる。 を定めて必要な措置をとることを命ずることが の他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限 はその許可に付した条件を変更し、又は工事そ 許可又は第六十六条の許可を取り消し、若しく めに必要な限度において、第五十七条第一項の 洪水又は雨水出水による人的災害を防止するた る土地又は特定建築行為に係る建築物における れかに該当する者に対して、特定開発行為に係 3 4

規定に違反して、特定開発行為をした者 第六十六条又は第七十一条第一項の規定に 第五十七条第一項又は第六十二条第一項の

三 第五十七条第一項の許可又は第六十六条の 違反して、特定建築行為をした者 許可に付した条件に違反した者

ている者若しくはした者 又は請負契約によらないで自らその工事をし 若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。) 九条の国土交通省令で定める技術的基準に従 発区域内の土地の安全上必要な措置を第五十 手している行為を除く。)であって、特定開 の際当該浸水被害防止区域内において既に着 特定開発行為(当該浸水被害防止区域の指定 って講じていないものに関する工事の注文主 浸水被害防止区域で行われる又は行われた

各号に掲げる基準に従って行われていないも 特定建築行為(当該浸水被害防止区域の指定 らないで自らその工事をしている者若しくは 負工事の下請人を含む。)又は請負契約によ のに関する工事の注文主若しくは請負人(請 八条第一項各号に掲げる基準又は同条第二項 手している行為を除く。)であって、第六十 の際当該浸水被害防止区域内において既に着 浸水被害防止区域で行われる又は行われた 3

じようとする場合において、過失がなくて当該 施者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告し 置実施者」という。)に当該措置を行わせるこ 置を行わないときは都道府県知事等又は措置実 | 第七十六条 都道府県知事は、洪水又は雨水出水 該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措 事等は、その定めた期限内に義務者において当 とができる。この場合においては、都道府県知 若しくは委任した者(以下この項において「措 者」という。)を確知することができないとき 措置を命ずべき者(以下この項において「義務 いて、当該措置を自ら行い、又はその命じた者 は、都道府県知事等は、当該義務者の負担にお 前項の規定により必要な措置をとることを命 項の許可又は第六十六条の許可を受けた者

なければならない。 交通省令で定める方法により、その旨を公示し をした場合においては、標識の設置その他国土 なければならない。 都道府県知事等は、第一項の規定による命令

ない。 項の規定による命令に係る土地又は建築物若し は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはなら くは建築物の敷地の所有者、管理者又は占有者 置することができる。この場合においては、同 る土地又は建築物若しくは建築物の敷地内に設 前項の標識は、第一項の規定による命令に係

(立入検査)

第七十四条 都道府県知事等は、第五十七条第一 項、第六十二条第一項、第六十三条第二項、第 る工事の状況を検査させることができる。 いる特定開発行為若しくは特定建築行為に関す 又は当該土地若しくは建築物において行われて は建築物に立ち入り、当該土地若しくは建築物 な限度において、その職員に、当該土地若しく 前条第一項の規定による権限を行うために必要 六十四条、第六十六条、第七十一条第一項又は 前項の規定により立入検査をする職員は、そ

2 あったときは、これを提示しなければならな の身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求が

捜査のために認められたものと解してはならな 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪

(報告の徴収等)

第七十五条 都道府県知事等は、第五十七条第一 項の許可を受けた者に対し、当該許可に係る土

> る工事の状況について報告若しくは資料の提出 助言若しくは勧告をすることができる。 水出水による人的災害を防止するために必要な を求め、又は当該土地における洪水若しくは雨 地若しくは当該許可に係る特定開発行為に関す

偽りその他不正な手段により第五十七条第

2 る人的災害を防止するために必要な助言若しく 当該建築物における洪水若しくは雨水出水によ た者に対し、当該許可に係る建築物若しくは当 は勧告をすることができる。 について報告若しくは資料の提出を求め、又は 該許可に係る特定建築行為に関する工事の状況 都道府県知事等は、第六十六条の許可を受け

(移転等の勧告)

管理者又は占有者に対し、当該建築物の移転そ 大きいと認めるときは、当該建築物の所有者、 が発生した場合に浸水被害防止区域内に存する の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれが 建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者 を勧告することができる。 し、又は軽減するために必要な措置をとること 他洪水又は雨水出水による人的災害を防止

2 てのあっせんその他の必要な措置を講ずるよう その勧告を受けた者に対し、土地の取得につい た場合において、必要があると認めるときは、 努めなければならない。 都道府県知事は、前項の規定による勧告をし

(測量又は調査のための土地の立入り等)

第七十七条 国土交通大臣、都道府県知事若しく る測量又は調査のためやむを得ない必要がある 条第一項の規定による保全調整池の指定に関す 時使用することができる。 特別の用途のない他人の土地を作業場として一 ときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は 定による特定都市河川流域の指定又は第四十四 て準用する場合を含む。)若しくは第四項の規 任した者は、第三条第三項(同条第五項におい は指定都市等の長又はその命じた者若しくは委 2

2 かじめ通知することが困難であるときは、この 有者に通知しなければならない。ただし、あら 限りでない。 入る者は、あらかじめ、その旨を当該土地の占 前項の規定により他人の占有する土地に立ち

3 まれた他人の占有する土地に立ち入る場合にお いては、その立ち入る者は、立入りの際、あら 第一項の規定により宅地又は垣、さく等で囲

> ればならない。 かじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなけ

地に立ち入ってはならない。 の承諾があった場合を除き、 日出前及び日没後においては、土地の占有者 . 前項に規定する土

ついて準用する。 第七十四条第二項の規定は、 第一項の場合に

6 て、その意見を聴かなければならない。 じめ、当該土地の占有者及び所有者に通 土地を作業場として一時使用する者は、あら 第一項の規定により特別の用途のない他人の

用を拒み、又は妨げてはならない。 い限り、第一項の規定による立入り又は一時使 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がな

9 8 とが協議しなければならない。 国、都道府県又は指定都市等と損失を受けた者 通常生ずべき損失を補償しなければならない。 た者がある場合においては、その者に対して、 定による立入り又は一時使用により損失を受け 前項の規定による損失の補償については、 国、都道府県又は指定都市等は、第一項の規

(河川管理者及び下水道管理者の援助等) 項の規定による裁決を申請することができる。 により、補償金の支払を受けた日から三十日以 について不服がある者は、政令で定めるところ ければならない。この場合において、当該金額 の見積もった金額を損失を受けた者に支払わな いては、国、都道府県又は指定都市等は、自己 内に、収用委員会に土地収用法第九十四条第二 前項の規定による協議が成立しない場合にお

第七十八条 河川管理者及び下水道管理者は、 ものとする。 区域の指定をしようとする都道府県知事に び第五十六条第一項の規定により浸水被害防 の指定をしようとする同項の都道府県知事等及 五十三条第一項の規定により貯留機能保全区域 し、必要な情報提供、 助言その他の援助を行う 第

第七十九条 国は、流域水害対策計画に基づく事 予算の範囲内において、政令で定めるところに 業であって第四条第二項第八号に掲げる事項 八条の八第一項の規定により指定した河川協力 ため必要があると認めるときは、河川法第五十 (雨水貯留浸透施設の整備に関する費用の補助) 団体に必要な協力を要請することができる。 に関するものを実施する地方公共団体に対し、 (雨水貯留浸透施設の整備に係るものに限る。) 河川管理者は、前項の規定による援助を行う

より、当該事業に要する費用の一部を補助する

(国有地の無償貸付等)

第八十条 普通財産である国有地は、流域水害対 できる。 共団体に無償で貸し付け、又は譲与することが は第二十八条の規定にかかわらず、当該地方公 (昭和二十三年法律第七十三号) 第二十二条又 施設の用に供する場合においては、国有財産法 づき当該地方公共団体が設置する雨水貯留浸透 に関する事項が記載されたものに限る。)に基て地方公共団体が行う雨水貯留浸透施設の整備 策計画(第四条第二項第八号に掲げる事項とし

(権限の委任)

第八十一条 この法律に規定する国土交通大臣の 権限は、国土交通省令で定めるところにより、 発局長に委任することができる。 その全部又は一部を地方整備局長又は北海道開 (経過措置)

土交通省令を制定し、又は改廃する場合におい第八十二条 この法律の規定に基づき政令又は国 する経過措置を含む。)を定めることができる。 る範囲内において、所要の経過措置(罰則に関 の制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断され ては、それぞれ、政令又は国土交通省令で、そ

が処理することとされている事務のうち次に掲第八十三条 この法律の規定により地方公共団体 規定する第一号法定受託事務とする。 げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に

二 第四条第一項及び同条第四項から第十項ま まで、第九項及び第十項(同条第十一項にお用する場合に限る。)、同条第四項から第七項 処理することとされている事務 でに規定する事務にあっては、特定都市河川 から第十項まで(同条第一項から第三項ま から第三項まで、第五項、第六項及び第八項 第四条第一項、同条第四項から第十項まで で、第五項、第六項及び第八項から第十項ま する場合を含む。)並びに第七十七条第一項 いてこれらの規定を準用する場合を含む。)、 (同条第十二項においてこれらの規定を準用 において準用する場合を含む。)において準第三条第三項(同条第五項(同条第十一項 .域の指定に係るものに限る。) の規定によ する場合を含む。)の規定により市町村が (同条第十二項においてこれらの規定を準 都道府県が処理することとされている事務

罰則

第八十四条 次の各号のいずれかに該当する場合 禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘 第四十一条第一項又は第七十三条第一項の

三 第六十四条の規定に違反して、第五十七条 二 第五十七条第一項又は第六十二条第一項の 規定に違反して、特定開発行為をしたとき。 規定による命令に違反したとき。

第一項の制限用途の建築物の建築をしたと

兀 違反して、特定建築行為をしたとき。 第六十六条又は第七十一条第一項の規定に

第八十五条 次の各号のいずれかに該当する場合 には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘 禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

反して、雨水浸透阻害行為をしたとき。 第三十条又は第三十七条第一項の規定に違

二 第三十九条第一項の規定に違反して、 各号に掲げる行為をしたとき。 同項

三 第四十二条第一項又は第七十四条第一項の 規定による立入検査を拒み、妨げ、 したとき。 又は忌避

兀 の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げたと」 第七十七条第七項の規定に違反して、土地

第八十六条 次の各号のいずれかに該当する場合 の罰金に処する。 には、当該違反行為をした者は、三十万円以下

いて準用する場合を含む。)の規定に違反し二 第三十八条第五項(第四十五条第二項にお る部分に限る。)の規定に違反して、届出を第三十八条第一項(工事の完了の届出に係 せず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第四十三条又は第七十五条の規定による報 告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告 若しくは資料の提出をしたとき。

規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽」 第四十六条第一項又は第五十五条第一項の 五十五条第一項本文に規定する行為をしたと の届出をして、第四十六条第一項本文又は第

第八十七条 第二十五条の規定による報告をせ 行為をした者は、二十万円以下の罰金に処す ず、又は虚偽の報告をした場合には、当該違反 五. 第五十四条第三項の規定に違反したとき。

第八十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の るほか、その法人又は人に対しても各本条の罰 条までの違反行為をしたときは、行為者を罰す は人の業務又は財産に関し、第八十四条から前 金刑を科する。 【理人、使用人その他の従業者が、その法人又

第八十九条 第三十七条第三項、第三十八条第一 四項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽 六十二条第三項、第六十五条又は第七十一条第 る。 の届出をした者は、二十万円以下の過料に処す 項(工事の廃止の届出に係る部分に限る。)、第

附 則 抄

(施行期日)

| を超えない範囲内において政令で定める日から第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 施行する。

号 則 (平成一七年五月二日法律第三七

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。

0号) 則 (平成二三年六月二二日法律第七

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日 立性を高めるための改革の推進を図るための関 のいずれか遅い日から施行する。 第百五号) の公布の日又はこの法律の公布の日 係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律 ら、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自 施行する。ただし、次条の規定は公布の日か

〇五号) 則 (平成二三年八月三〇日法律第一 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

た

第四十九条及び第五十条の改正規定に限る。)

第百三条、第百五条(駐車場法第四条の改

第十八条から第二十一条まで、第二十七条、

(流通業務市街地の整備に関する法律第三条 第十七条の改正規定に限る。)、第百十六条 十五条(首都圏近郊緑地保全法第十五条及び 正規定を除く。)、第百七条、第百八条、

圏の保全区域の整備に関する法律第十六条及 の二の改正規定を除く。)、第百十八条(近

だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定 める日から施行する。 年法律第百号)の項、都市再開発法(昭和四第九十八号)の項、都市計画法(昭和四十三 びに別表第一騒音規制法(昭和四十三年法律 治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並 八条の改正規定に限る。)、第十四条(地方自 十四年法律第三十八号)の項、 第二条、第十条(構造改革特別区域法第十 環境基本法

> 百一条(土地区画整理法第七十六条の改正規及び第四十八条の三の改正規定に限る。)、第 四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の十七条、第三十八条(水道法第四十六条、第 八及び第二十四条の三十六の改正規定に限 条まで、第九十九条(道路法第二十四条の三 改正規定を除く。)、第八十七条から第九十二 定を除く。)、第六十五条(農地法第三条第一 の患者に対する医療に関する法律第六十四条 る。)、第五十一条(感染症の予防及び感染症第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限 る。)、第二十三条から第二十七条まで、第二 の九、第二十四条の十七、第二十四条の二十 十五、第二十一条の五の二十三、第二十四条 祉法第二十一条の五の六、第二十一条の五 第七十八号)の項の改正規定に限る。)、第十 えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律 災街区の整備の促進に関する法律(平成九年 三十八号)の項、公有地の拡大の推進に関す 別表第二都市再開発法(昭和四十四年法律第 街地における防災街区の整備の促進に関する 定に限る。)、第百二条 (道路整備特別措置法 項第九号、第四条、第五条及び第五十七条の 立支援法第八十八条及び第八十九条の改正規 の改正規定に限る。)、第五十四条 (障害者自 改正規定を除く。)、第三十九条、第四十三条 会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十 七条から第十九条まで、第二十二条(児童福 法律第四十九号) の項及びマンションの建替 律第六十七号)の項、密集市街地における防 給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法 項、大都市地域における住宅及び住宅地の供 る法律(昭和四十七年法律第六十六号) 法律(平成九年法律第四十九号)の項並びに (職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、 十九条から第三十三条まで、第三十四条(社 (平成五年法律第九十一号) の項及び密集 一条の改正規定に限る。)、第三十五条、第三 0)

規定に限る。)、第百四十二条(地方拠点都市六十七条、第百四条及び第百九条の二の改正六十七条、第百四条及び第百九条の二の改正六十七条、第百四条及び第百九条の人間がある住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別を除く。)、第百三十一条(大都市地域におけ 災街区の整備の促進に関する法律第二十条、、第百四十九条(密集市街地における防置法第五条及び第七条第三項の改正規定を除五条、第百四十六条(被災市街地復興特別措 致の維持及び向上に関する法律第二十四条及 る。)、第百六十五条(地域における歴史的風 六条第二項及び第五十六条の改正規定に限 る法律第十条、第十二条、第十三条、第三十 者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関す 条の改正規定に限る。)、第百六十二条(高齢 分を除く。)並びに同法第十一条及び第十三 第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部 別措置法第六条第五項の改正規定(「第二項 る。)、第百六十条(地域における多様な需要 の改正規定を除く。)、第百五十七条、第百五 改正規定に限る。)、第百五十六条(マンショ条(都市再生特別措置法第五十一条第四項の 第百九十七条、第二百三十三条、第二百四十 第二十一条、第百九十一条、第百九十二条、 に関する法律第十八条及び第二十一条から第地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進 市緑地法第二十条及び第三十九条の改正規定 九条の改正規定を除く。)、第百二十八条(都 十五条(公有地の拡大の推進に関する法律第び第百四十二条の改正規定に限る。)、第百二 及び第五十八条の二の改正規定を除く。)、第 条、第十条の二から第十二条の二まで、第十 び第二十九条の改正規定に限る。)、 に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特 十八条(景観法第五十七条の改正規定に限 三百十八条の改正規定に限る。)、第百五十五 二十三条までの改正規定に限る。)、第百四十 八、第百三十九条の三、第百四十一条の二及 七条の七まで、第六十条から第六十二条ま 百二十一条(都市再開発法第七条の四から第 十四条、第二十条、第二十三条、第三十三条 ンの建替えの円滑化等に関する法律第百二条 (都市計画法第六条の二、第七条の二、第: び第十八条の改正規定に限る。)、第百二十条 一条の四、第十二条の五、第十二条の十、第 条、第二百八十三条、第三百十一条及び第 第六十六条、第九十八条、第九十九条の 第百六十 七条第三項又は第二十四条第一項の条例で定め土交通省令で定める基準は、それぞれ同法第十 同法第十七条第三項又は第二十四条第一項の国 る基準とみなす。 (特定都市河川浸水被害対策法の一部改正に伴

に限る。)、第百一条、第百二条、第百五条か条(高速自動車国道法第二十五条の改正規定 第百二十一条の二並びに第百二十三条第二項 条第八項の改正規定に限る。)、第百十九条、る法律(平成二十二年法律第七十二号)第四 九条まで、第七十一条、第七十二条第一項か 第四項」に改める部分を除く。)並びに同法 規定(「第四条第三項」を「第四条第四項」 条の改正規定、同法第二十八条第九項の改正 の規定 平成二十四年四月一日 の多様性の保全のための活動の促進等に関す ら第百七条まで、第百十二条、第百十七条 を除く。)、第八十九条、第九十条、第九十二 百八十七条の二及び附則第十一条の改正規定 項、第八十三条、第八十七条(地方税法第五 で、第七十八条、第八十条第一項及び第三 ら第三項まで、第七十四条から第七十六条ま 十八条、第五十九条、第六十一条から第六十 一条から第五十三条まで、第五十五条、第五 で、第三十条から第三十二条まで、第三十八 二十六条、第二十七条第一項から第三項ま から第二十四条まで、第二十五条第一項、第 る。)の規定並びに附則第十三条、第十五条 第三十四条及び第三十五条の改正規定に限 項の改正規定(「第四条第三項」を「第四条 に改める部分を除く。)、同法第二十九条第四 の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五 改正規定に限る。)及び第百八十七条(鳥獣 九条、第百七十一条(廃棄物の処理及び清掃 (地域における多様な主体の連携による生物 第百七十四条、第百七十八条、第百八十二 |関する法律第二十一条の改正規定に限る。) (環境基本法第十六条及び第四十条の二の 第四十四条、第四十六条第一項及び第四 第四十七条から第四十九条まで、第五十

第六十九条 第百五十七条の規定の施行の日から 定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、策法第十七条第三項又は第二十四条第一項の規 の規定による改正後の特定都市河川浸水被害対 起算して一年を超えない期間内において、同条 う経過措置)

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる 規定にあっては、当該規定。以下この条におい

> る罰則の適用については、 合におけるこの法律の施行後にした行為に対す 規定によりなお従前の例によることとされる場 て同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の なお従前の例によ

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、こ する経過措置を含む。) は、政令で定める。 の法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関

- 二二号) 則 (平成二三年一二月一四日法律第 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から

の規定 公布の日 附 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条

号) 則 抄 (平成二六年五月三〇日法律第四

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 を超えない範囲内において政令で定める日から 当該各号に定める日から施行する。

(特定都市河川浸水被害対策法の一部改正に伴 条までの規定 平成二十七年四月一日 条、第六十九条及び第七十一条から第七十五 第五十四条、第五十五条、第五十八条、第五 第四十八条まで、第五十一条、第五十二条、 条、第四十条、第四十一条、第四十五条から 次条、附則第三条、第三十三条、第三十四 の三十七の次に二条を加える改正規定並びに 十条の四十とする改正規定及び第二百六十条 改正規定、第二百六十条の三十八を第二百六 項の改正規定、第二編第十二章第三節を削る 部分に限る。)、第二百五十二条の二十二第一 を「第二節 中核市に関する特例」に改める 十九条、第六十三条、第六十四条、第六十八 する特例/第三節 目次の改正規定(「/第二節 特例市に関する特例/ 中核市に関

第六十九条 施行時特例市に対する前条の規定に 自治法」とあるのは「、地方自治法」と、「中 条の規定の適用については、同条中「又は地方 よる改正後の特定都市河川浸水被害対策法第九

う経過措置)

号)附則第二条に規定する施行時特例市」とす 部を改正する法律(平成二十六年法律第四十二核市」とあるのは「中核市又は地方自治法の一

二号) 則 抄 (平成二七年五月二〇日法律第二

(施行期日)

第一条 この法律は、 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から 公布の日から起算して二月

号 附 則 抄 (令和三年五月一〇日法律第三一

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 を超えない範囲内において政令で定める日から
- 附則第三条の規定 公布の日

う経過措置 (特定都市河川浸水被害対策法の一部改正に伴

- 第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定に の間は、なお従前の例による。 定により洪水浸水想定区域の指定がされるまで 又は第二項(第二号に係る部分に限る。)の規 第十四条第一項(第二号に係る部分に限る。) 市洪水想定区域については、当該指定に係る特 三十二条第一項の規定により指定されている都 項において「旧特定都市河川法」という。)第よる改正前の特定都市河川浸水被害対策法(次 の水防法 (次項において「新水防法」という。) 定都市河川について第三条の規定による改正後
- 2 この法律の施行の際現に旧特定都市河川 第一項(第三号に係る部分に限る。)又は第二 定都市河川流域について新水防法第十四条の二 市浸水想定区域については、当該指定に係る特 三十二条第二項の規定により指定されている都 は、なお従前の例による。 雨水出水浸水想定区域の指定がされるまでの間 項(第三号に係る部分に限る。)の規定により
- (政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほ 行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措紀三条 前条に定めるもののほか、この法律の施 置を含む。)は、 政令で定める。

(検討)

第四条 して、この法律による改正後のそれぞれの法律 の規定について、 政府は、この法律の施行後五年を目 その施行の状況等を勘案して

結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす検討を加え、必要があると認めるときは、その 号) 抄 附 则 (令和四年六月一七日法律第六八

(施行期日)

だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定第一条 この法律は、公布の日から施行する。た 三 第七条の規定並びに附則第四条、第六条、一及び二 略 該各号に定める日から施行する。行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当この法律は、刑法等一部改正法施行日から施 める日から施行する。 (施行期日) 第八条から第十四条まで、第十六条から第十 第五百九条の規定 公布の日 号 附 抄 ^則 則 (令和五年六月一六日法律第五八

い範囲内において政令で定める日の規定 公布の日から起算して一年を超えな 九条まで及び第二十一条から第二十三条まで